

「説明資料（第2稿）」（2003.6.20 地方整備局）について感想
淀川部会・利水部会・住民参加部会 荻野芳彦

2003.6.24

4章 利水 p44から

4.4 利水

(1) 精査確認

そろそろ精査確認の中身を説明するべきではなかろうか。

Q&A集では「1年あるいは2年かかるかも知れない」と言われている。

結果が出なくても、「備考」欄にはその経過説明をして欲しい。どんな「精査」を実施中なのかを紹介して、委員会の意見を聴いて下さい。

(2) 水利権の見直しと用途間転用

「水需要管理」が委員会の提言の根本理念であるが、河川管理者にはその「基本理念」は伝わっていないように感じられる。用途間転用（用途内転用も含めて、また、臨時の転用も含めて）は、莫大な費用と環境に重大な影響を与えるダム等の新規の水資源開発を行わずに、現在の水需要構造の改善と利水管理の改革を行って対応しようとするものです。その結果、これまでの供給管理から需要管理に管理制度を改めていこうと、言うことである。その基本理念を抜いて、形式的な転用を論じてみても無意味ではないでしょうか。

形式的な文言の羅列に終わったのでは、提言の趣旨が生かされない。

(3) 既存水源施設の再編・・・

既存水源施設の再編の意味が既存ダムの利水容量を計画中のダムに振り替えて、計画中のダム建設の必要性の説明とする「論理」はやめてもらいたい。

既存水源施設の「目的変更」は重大な課題であるので、もし、ダム等の目的変更が必要とされるならば委員会に諮って十分に審議することが今後の展開にも不可欠である、と思われる。

「運用の見直し」という文言が使われているが、意味がくみ取れない。既存ダムの操作管理規則の変更のことでしょうか。

(4) 水需要の抑制

この項目に対応する5.4が見あたりません。水需要を抑制するとどのような水需要管理の展望が拓かれるのでしょうか。

抑制手段と目標（値）を明示して、その結果として整備計画に反映されるべき整備水準がいかなるものかを説明する必要があります。

目的や目標値がないのに、関係機関や住民との連携がとれると思っているのですか。

(5) 渇水対応

取水制限に対して、新たな考え方を導入しようとしています。確かに、投資額が反映されない一律取水制限には不満が残ります。しかし、後発の水利権者は先発の水利権者に比べて、投資額は大きい、後発ほど建設コストがあがる。これは後発の水利権者が水利権を得ようとした時、多額のダム建設費用が必要となるからです。

河川管理者はこのところをよく考えて、あまり無節操なことは言わないようにしないと、いけません。

「利水者の意向を確認しつつ・・・」は理解しにくい表現です。転用の項で記述したように、渇水時の臨時の水利転用と言う手法を制度化すると、ある程度スムーズに行くと思います。上の投資額を反映する手法より、臨時の転用を制度化した方が合理的で、新規の水源開発も最小限に抑えられることになろう。

5. 4 利水

(1) 精査確認

「水利権の更新時に精査確認を行う」となっていますが、提言の精査確認はダム等の新規水源開発の必要性を論じるために行いなさいと、と言っている。何のための精査確認かをよく理解して下さい。こんな悠長なことをしていたら、「淀川河川整備計画原案」から「精査確認」が落ちてしまうことになりませんか。

もし、水利権の更新時に精査確認を行うのであれば、ここに記載されている許可水利権の更新時を記載して、精査確認の終了年を備考欄に書いて下さい。

Q&A 集に「1年あるいは2年かかる」としているのは、このことによるのであれば、精査確認を水利権更新と切り離して実施して下さい。

精査確認と水利権更新とは今のところ何の関係もありません。

(2) 水利権の見直し

水需要管理の基本理念をよく理解して、この問題に取り組んで下さい。

現状をよく把握しないと、転用と言っても、提供側と受取側があって始めて成り立つものです。工業用水が余っている事情はよく分かります。それを受け取るのは上水道でしょうが、受取側の上水道の事情も精査しておかないと大変なことになるのではないのでしょうか。

農業用水の許可水利権切り替えの意義と目的を、農業用水管理者にキチンと説明をする必要があります。委員会にもその説明をして納得してもらって下さい。

(3) 既設ダム等

ダムの操作管理規則の変更が問題にされています。

淀川下流域の水需要の実態と流況把握はどのようになされているのでしょうか。

ダムにためられた貴重な水が、淀川最下流で大阪湾に無駄に放流されていることはないかどうか、確認できる資料を公表して下さい。

既設ダムの効率的運用の具体的な方法を現状と改善方法を公表して下さい。

(4) 渇水

省庁連携・地方自治体・各種水利権者等による総合的な利水管理の中で、河川管理者の位置づけと関係機関の連携のあり方を図解して頂くと分かりやすくよいと思われる。